

和寒町省エネルギー促進支援事業は最終年度です

町では、地球温暖化に向けて家庭部門の二酸化炭素排出量の削減とクリーンなエネルギーの導入促進を図ることを目的に和寒町省エネルギー促進支援事業を実施してきました。

地球環境にやさしいまちづくりの推進に向け、平成24年度までの2年間延長しましたので、ご利用ください。対象は、平成25年3月までに事業が完了するものとなりますので、ご注意願います。



【これまでの利用件数】

項目	21年度	22年度	23年度	合計	補助金額総額
住宅用太陽光発電システム設置事業	33件	9件	2件	44件	6,455,000円
木質バイオマス燃料ストーブ設置事業	0件	1件	2件	3件	377,000円
省エネルギー住宅改修事業	3件	66件	33件	102件	14,591,000円

太陽光発電システム、木質バイオマスストーブを設置された方は、定期報告があります。これまで報告をいただいた内容について、次号でお知らせいたします。

【事業内容】

1. 住宅用太陽光発電システム設置事業

対象者	町内にお住まいの個人（転入予定者も含む）で、一般住宅に太陽光発電システムを設置し、電力会社と電灯契約を締結する方です。
対象経費	太陽電池、架台、インバータ、配線、設置工事等。（中古品は対象外） 国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程による対象システムの基準に適合していることが要件となります。
助成金額	1kw当たり3万円 （上限は5kwで15万円） ※国の助成制度との併用可。 詳しくは取扱業者かまちづくり推進係までお問い合わせください。

2. 木質バイオマス燃料ストーブ設置事業

対象者	町内にお住まいの個人（転入予定者も含みます）または事業所で、木質ブリケットストーブまたは木質ペレットストーブを設置する方
対象経費	次の要件を全て満たす木質バイオマスストーブが対象となります。 木質ブリケットストーブまたは木質ペレットストーブであること（中古品は対象外） ※運送料、設置工事費及び付属品の費用は除きます
助成金額	ストーブの本体価格（税抜）の 2分の1以内 （助成金の上限は1台につき15万円）

3. 省エネルギー住宅改修事業

対象者	町内にお住まいの個人（転入予定者も含みます）で、一般住宅（店舗等との兼用住宅も含みます）の建築年数が補助金交付申請時で10年以上経過している方
対象経費	窓の断熱改修工事、または窓の断熱改修工事と併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事 ※改修部分がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること ※産業廃棄物処理費や家電製品・家具などの購入費は対象経費から除きます
助成金額	補助対象経費の2分の1以内（上限は15万円）

※いずれの事業も、本人、同居の家族全員が町民税等を完納していることが条件です。借家に設置する場合は、所有者の承諾が必要です。

【補助金申請手続き】

申請書等の様式は、総務課まちづくり推進係でお受け取りください。町のホームページからもダウンロードできます。和寒町ホームページ <http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/>

■詳細については、総務課まちづくり推進係（TEL32-2421）へお問い合わせください。



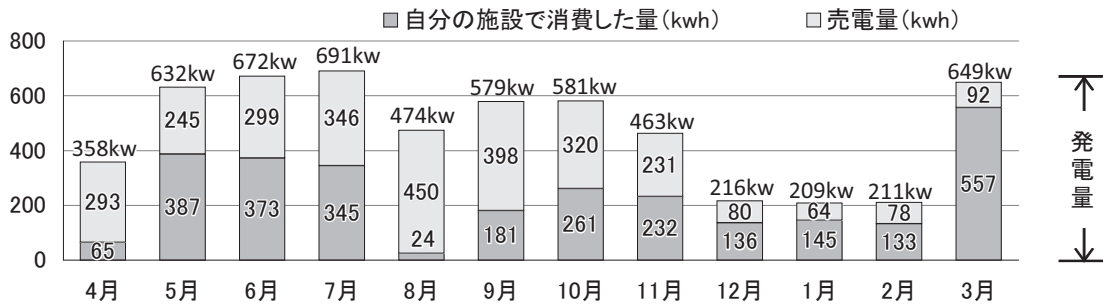
交流施設ひだまり 太陽光パネル発電状況

環境に配慮したまちづくりをすすめるため、環境教育の一環として、また節電効果の検証を行うため、平成21年より交流施設ひだまりに太陽光発電システム（5.5KW、縦1.9m×横13m）を設置し平成22年3月15日から運転を開始、データを集計しています。平成23年度の実績について結果を報告します。

ひだまりの太陽光発電により 平成23年度年間で

5,735kwh 発電 金額に換算すると、**約20万7千円**分の発電量になりました。

【ひだまり太陽光パネルで発電した電力の量】



月別に発電量をみると、3月、5月～7月が高くなっています。太陽光パネルは、気温が25℃を超えると発電効力が落ちるといわれており、8月の発電量は7月と比較して31.5%の減となっています。

【太陽光発電による効果の目安】

	年 間
消費した額 @24円×消費量（年間合計2,839kwh）	68,136円
売電額 @48円×売電量（年間合計2,896kwh）	139,008円
合 計	207,144円

※ 電力会社消費電力（支払う単価）と売電の単価は異なります。今回はひだまりの電気料から算出した単価で計算しています。効果の金額は、目安です。



太陽光発電の売電単価の方が高いことから、消費量を抑え、売電量を増やすことで、効果は大きくなります。

太陽光発電のしくみ

太陽光発電システムから発電された電力は、施設で消費されますが、余った電力（余剰電力）については、電力会社が買い取ります。

【電力の買取価格】

買取価格は電力会社へ需給申込みを行った年度により異なります。ひだまりは、平成22年に受給契約を結び、1kwhあたり48円で買取られています。（平成23年度に契約した方は、42円/kwh）買取初年度から10年間は同じ料金で買取りが行われます。

